

### 【アメリカ】宇宙天気の調査研究と予報の向上に関する法律の成立

宇宙天気とは、太陽と地球の間の空間で起きる自然現象をいい、これにより、送電線、通信ネットワーク、人工衛星、航空機の運航等に支障が生じる可能性がある。

2015年10月、大統領府科学技術政策局（OSTP）の下にある国家科学技術委員会（NSTC）は、宇宙天気の理解、予測、対応準備等のための国家的な取組を向上させる目的で、国家宇宙天気戦略及び国家宇宙天気行動計画を公表した。また、2019年3月には、これらのフォローアップも公表された。

この戦略・行動計画の実施を支援するため、宇宙天気の観測、予報能力の向上等における優先順位を定めることを目的とする法律（PROSWIFT Act, P.L.116-181, 51 U.S.C. §§ 60601-60608）が、2020年10月21日に成立した。主な内容は、次のとおりである。①NSTCは、宇宙天気事象の破壊的な影響に対し、米国における準備、回避、緩和等の能力向上のために、宇宙天気省庁間作業部会を設立する。②米国航空宇宙局（NASA）が現在管理する、コロナグラフ（太陽観測装置）を搭載する観測衛星（SOHO/LASCO、1995年運航開始）の運航を、高品質な観測を行うことが可能な限りにおいて維持する。海洋大気庁（NOAA）は、この運航停止に備えた緊急時対応計画及び宇宙における予備観測計画を作成する。③国立科学財団（NSF）、空軍及び海軍は、宇宙天気のデータ提供の優先順位付けを支援するために、地上における観測の維持・向上を図る。④NOAAは、その定める基準を満たす宇宙天気データを提供する能力のある民間の宇宙天気機関から、当該データの提供を受けるための契約を締結する実証プログラムを策定する。⑤宇宙天気省庁間作業部会は、2018年にNSTCが定めた太陽風じょう乱（太陽表面の活動等による太陽から放出されるプラズマの乱れ）の測定基準を、最新の重要データ・科学的知見、宇宙天気に影響を受ける機関のニーズ等に基づき、定期的に審査し、更新する。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ181/PLAW-116publ181.pdf>

## 【EU】新移民・難民協定の公表

2020年9月23日、「移民及び難民に関する新協定」(COM(2020)609)が公表された。同協定は、欧州における移民・難民に対する包括的な取組に必要とされる諸要素を盛り込んだもので、全9章及び附則で構成される。第1章は序章、第2章は移民・難民管理の欧州共通枠組み、第3章は堅固な危機管理及び対応システム、第4章は統合的な国境管理、第5章は移民を密入国させる行為(migrant smuggling)の防止強化、第6章は国際的な協力、第7章は外国人材の誘致、第8章は社会統合の支援、第9章は今後の動きについて述べ、附則は今後講じる主な施策のロードマップを示す。

主な施策として、第2章は、入国許可なくEU域内に入る第三国国民に入国前スクリーニングを実施するための規則案(COM(2020)612)、2016年に提案されたダブリン規則改正案(本誌268-1号(2016年7月)p.22参照)を撤回し、より効果的で包括的な仕組みの構築を目指す難民・移民管理規則案(COM(2020)610)等を掲げる。第3章は、避難民の大量流入等の危機に対応する一時的かつ例外的な措置に関する規則案(COM(2020)613)等を掲げる。第4章は、民間団体による海上等での避難民の救助活動における加盟国間の協力に関する勧告の採択、欧州国境沿岸警備隊の役割強化等を挙げる。第5章は移民を密入国させる行為の防止に関する行動計画の提案、第6章は移民の出身国又は経由国との連携強化等を示す。第7章はEU域外の第三国からの高度人材受入れのためのEUブルーカード指令改正案(COM(2016)378)の早期成立推進、外国人材受入れに関する諸法令の見直し等を挙げる。第8章は移民の社会統合に関する包括的な行動計画の採択等を掲げる。

上記に掲げた施策のうち、新規立法の提案(COM(2020)610, COM(2020)612, COM(2020)613)等の一部の施策は既に実施済みであり、欧州委員会は、残りのほぼ全ての施策も、2021年中に実施見込みとしている。

海外立法情報課・濱野 恵

- ・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:609:FIN>
- ・ [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda\\_20\\_1707](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_20_1707)

## 【EU】サステナビリティ開示規則の適用開始

金融サービス分野におけるサステナビリティ開示規則(Regulation (EU) 2019/2088、全20か条)は、2019年12月9日に公布され、一部の規定を除き、2021年3月10日から適用が開始される。同規則は、金融商品のサステナビリティ関連情報の透明性向上のため、金融市場参加者(保険会社、投資会社等)等及び個々の金融商品が開示すべき情報について規定する。

金融市場参加者は、サステナビリティ・リスク(環境・社会・ガバナンス関連の事象又は状況であって、それが生じた場合には、投資価値に重大な負の影響を及ぼすリスク)の投資判断過程への統合方針、投資判断がサステナビリティ要素(環境、社会、雇用、人権等)に及ぼす負の影響を考慮する際のデューデリジェンス(詳細調査・検証)方針等を開示する。

金融商品については、当該商品がサステナビリティ要素に及ぼす負の影響を考慮しているか否か及び考慮している場合の方法等を開示する。また、持続可能な投資を目的とする商品、又は、これを目的としないが環境・社会に関する特性を含む商品の場合は、ベンチマークとなる指標の説明等に関する情報等を開示する。

海外立法情報課・濱野 恵

- ・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/2088/oj>

## 【フランス】公務員のための子育て支援制度を充実させるデクレの制定

2020年5月5日、公務員の育児休業及び子育てのための休職に関する規定を改正するデクレ第2020-529号が制定された。同デクレ（政令）は、子育て支援のために、公務員に関する休業等の人事制度を充実させるものである。

同デクレで、公務員とは、国家公務員、地方公務員、病院公務員（公立病院、公立福祉施設等の公務員）をいう。なお、育児休業（Congé parental）と子育てのための休職（Disponibilité pour élever un enfant）は、いずれも、公務員の位置付け（position）を示す概念で、その職務から外れる位置付けになる職員と規定される点、無給である点（ただし、要件を満たせば、別に育児分担当手当が支給される。）において同じである。しかし、育児休業が、子が3歳までの時期に認められるのに対して、子育てのための休職は、子が12歳までの時期の中で最長3年間認められる点で異なっている。また、育児休業が、単独の制度であるのに対し、子育てのための休職は、休職制度（病気、研究、国際機関勤務等の理由で職務を行わないことを発令する制度）の一部として規定される点で異なっている。

同デクレによる主な改正点は、次の4つである。①育児休業の請求期間について、2～6か月を単位として請求するものと改めた（従来は、6か月が単位）。延長の請求の場合も、同様に2～6か月を単位とするものと改めた。②育児休業の延長の請求について、休業の終期の1か月前までに行うものと改めた（従来は、2か月前まで）。③子育てのための休職が認められるための要件として、12歳以下の子の養育を目的とするものと改めた（従来は、8歳以下の子）。④昇任、昇格及び昇給の判断を行う際に、育児休業期間及び子育てのための休職期間を在職期間として算定することが許される期間を最大5年間と改めた（従来は、原則として最大3年間。ただし、当該の休業期間・休職期間の2年目以降は、その2分の1に計算し直して在職期間に合算していた）。

海外立法情報調査室・三輪 和宏

・ [https://www.legifrance.gouv.fr/jo\\_pdf.do?id=JORFTEXT000041853770](https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000041853770)

**【ドイツ】第 31 次議員法改正—寄附の届出義務、秩序金の対象拡大等—**

議員法 (BGBI. I 1996 S. 326) は、連邦議会議員に副業及び副収入の届出義務を課し、違反した場合の秩序金 (Ordnungsgeld. 公法上の義務違反に対し、秩序を維持するために制裁として科すもので、犯罪に対する刑罰とは異なる。) について規定している (届出義務の導入時については、本誌 229 号 (2006 年 8 月) pp. 114-132 参照)。これまでも不適切な出捐 (えん) 等 (いわゆる賄賂) の受領は禁止されていたが、違反した場合の秩序金の賦課は規定されていなかった。また、寄附の届出義務の規定も置かれていなかった。これらに対応するため、秩序金及び届出義務の対象を拡張し、更に、議員秘書の選挙運動関与禁止を確保し、連邦議会議員の行為規範に関する情報公開を迅速化することを目的として、全 2 条から成る第 31 次議員法改正法 (BGBI. I S. 2394) が、2020 年 11 月 18 日に公布され、翌 19 日に施行された。同法は、連立与党 (CDU/CSU 及び SPD) 会派が法案を提出した。

同法の主な内容は、次のとおりである。①議員職務遂行に関する届出義務の対象に寄附を加え、また、議員職務の遂行に当たり禁じられている出捐受領 (寄附は除く。議員法第 44a 条第 2 項で規定) に違反した際に、議員歳費 (年額) の半分までの額の秩序金を科すことができると規定する (第 44a 条第 4 項第 2 文)。②議員秘書を議会業務の補佐以外で使用する場合には、秘書雇用手当の支弁は行わず、違反者には①と同様の秩序金を科すことができることを、明文化する (議員法第 12 条への第 3a 項の新設。同法第 44b 条第 5 号の改正)。これは、2017 年 9 月の連邦憲法裁判所決定に基づき、2019 年 12 月に議院運営機関である長老評議会 (Ältestenrat) が決定していたものである。③連邦議会議員の行為規範に関する公式ハンドブック (議員要覧) の刊行は、最新版を維持する作業負荷が大きく、迅速な情報提供に支障があるため、ハンドブック刊行を廃止し、インターネット上での情報提供のみ規定する (議員法第 34 条第 1 項及び第 3 項並びに第 44b 条第 4 号の改正)。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2532/253258.html>

**【ドイツ】第 25 次連邦選挙法改正—総議席数増加抑制—**

2021年9月26日に、第20回ドイツ連邦議会選挙が行われる。連邦議会議員は、小選挙区比例代表併用制により選挙され、任期は4年である。選挙人は小選挙区選挙と比例代表選挙の2票を投票する。連邦選挙法（BGBl. I 1993 S. 1288, 1594）が定める総議席数は598で、小選挙区選出議席数は299だが、比例代表選挙による議席数は残りの299にはならない。小選挙区選出議員を含む各党の議席数が各党の比例票獲得数に比するように、州単位及び連邦全体での議席数の調整（議席数の増員）が行われ、各党の候補者名簿（州名簿）に各党の獲得議席が配分される。前回、2017年の連邦議会選挙では、キリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）の2大政党が大きく議席を減らし、ポピュリズム政党「ドイツのための選択肢」（AfD）が初めて連邦議会に議席を得た上、2013年の選挙で議席を失っていた自由民主党（FDP）も議席を回復し、同盟90/緑の党（Bündnis 90/Die Grünen. 以下「緑の党」）や左派党（Die Linke）も議席を増やして、6つの政党が連邦議会に議席を獲得したため、総議席数は709にまで膨れ上がった（本誌274-1号（2018年1月）pp.4-7参照）。これは、2013年の選挙制度改革（本誌255-1号（2013年4月）pp.2-5参照）時に、既に懸念されていたことでもあった。

このような議席数の増加は、連邦議会の業務遂行能力を限界に追い込み、国民に議会が受け入れられなくなるおそれがあるとして、議席数の法定規模598の保持を目的とした第25次連邦選挙法改正法（BGBl. I S. 2395）が、2020年11月18日に公布され、一部を除き翌19日に施行された。同法は、連立与党（CDU/CSU及びSPD）会派議員の提出法案によるもので、法案修正は行われず、全野党（AfD、FDP、左派党、緑の党）の反対に対し、連立与党の賛成（シュオイブレ（Schäuble）連邦議会議長を含むCDU議員7名は棄権）によって成立したものである。全2か条から成り、第1条で連邦選挙法の改正、第2条で施行日を規定する。連邦選挙法については、①小選挙区選出議席数を299から280へ削減し（連邦選挙法第1条第2項。2024年1月1日施行）、②比例配分についての規定（同法第6条「州名簿による選挙」第5項と第6項等）を改正し、③改革委員会（2023年6月30日までの結論取りまとめ）の設置を新たに規定する（同法第55条）。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2670/267040.html>

**【ドイツ】たばこ製品法第2次改正法**

電子たばこ規制の拡大、屋外広告規制の強化、たばこからの青少年保護等を目的とする「たばこ製品法第2次改正法」(BGBl. I S. 2229)が、2020年10月28日に公布された。同法は、全5か条から成り、第1条でたばこ製品法(BGBl. I 2016 S. 569. 本誌283-2号(2020年5月)p.30.)を、第2条で青少年保護法(BGBl. I 2002 S. 2730)を、第3条でたばこ税法(BGBl. I 2009 S. 1870)を、第4条でたばこ製品規則(BGBl. I 2016 S. 980)を改正し、第5条で施行日(2021年1月1日)を規定する。

同法の主な目的は、次の3点である。第一に、規制対象である電子たばこ及び詰め替え容器の定義に、非ニコチン製品を加える。健康被害を防ぐために同等の規制を求める声が高まったためである。第二に、広告について、主に次の3点について、規制を強化した。①屋外におけるたばこ製品、電子たばこ又は詰め替え容器の広告禁止。②業としての、たばこ製品、手巻きたばこ又は水たばこの店舗外での無料配布の禁止。③業として、たばこ製品、電子たばこ又は詰め替え容器を抽選の景品とすることの禁止。第三に、青少年保護法を改正し、午後6時以降に限り認められていた映画館におけるたばこ製品等の宣伝映画又は宣伝番組が、18歳未満が視聴可能な作品の上映時には原則として認められなくなった。 調査企画課・栗原 稜

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2627/262719.html>

**【ロシア】地方自治体職員の給与体系統一**

ロシアは、ソ連崩壊以来長年にわたって汚職の蔓延する国であり、汚職問題に取り組む国際NGO「トランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)」によれば、2019年時点におけるロシアの腐敗認識指数は198か国中137位の順位と、世界的に見ても低い水準にある。この問題に対する市民の不信感は根強く、要人の汚職疑惑を契機として反政府デモが発生することもある。汚職発生の原因には、ガバナンスの不備やモラルの低さ等様々な要素があるが、公務員の待遇の低さも主たる理由の一つとされる。公務員の待遇は「労働法典」で定められており、その一部が2020年11月9日付連邦法第362号「ロシア連邦労働法典の改正について」によって改正された。この改正法は、地方公務員の給与体系を透明化しつつ改善することを目的とする法律であり、11月9日公布、同月20日に施行された。従来は、地方公務員の給与体系は各自治体によって決定されていたが、改正法により、中央政府が統一して設定すると変更された。給与体系の規定の中には、賃金率(上司と部下の給与差)並びに補償金及び報奨金の体系も含まれる。直接的に地方公務員の賃金上昇を定めてはいないが、改正によって賃金体系の不透明さや格差が改善され、全体的な待遇改善につながるとされる。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2020/11/10/zarplaty-biudzhetnikam-budet-ustanavlivat-pravitelstvo.html>

**【ロシア】 検察官の外国市民権等保持禁止**

ロシアにおける検察制度は、1992年1月17日に制定された連邦法「ロシア連邦検察庁について」(全54か条)で規定されている。同法は、2020年7月の憲法改正により、愛国主義、保守主義的傾向強化の影響を受けた。2020年11月9日付連邦法第367号「連邦法『ロシア連邦検察庁について』の改正について」は、全2か条から成り、2020年11月9日に制定、公布及び施行された。主な内容は次のとおりである。外国の国籍、市民権及び居住権等を保有する者は、検事総長になることができない。また何らかの事情で検察官がロシア国籍を喪失し、又は外国籍若しくは外国の市民権等を取得した場合、5開庁日以内に書面で通知する義務がある。なお、ロシアでは二重国籍等の保有自体は問題ではなく、一般市民であれば、外国籍取得の事実等を届け出れば罰せられることもなく通常的生活を送ることができる。ただし、この場合の通知期限は60日であるため、検察官についてはより厳しい期限が設けられていることになる。また、従来の規定では検察総長の任命は議会によって行われると定められていたが、改正法では、大統領と連邦会議の協議を経て、大統領によって行われると定められた。これにより、大統領の発言力が増すことになった。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2020/11/10/prokuroram-zapretili-imet-inostrannoe-grazhdanstvo.html>

**【韓国】 サーモグラフィカメラ使用における個人情報保護**

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公共機関等の出入口に置かれ、使用されるサーモグラフィカメラについて、個人情報保護委員会(国務総理(国会の同意を得て大統領が任命する職で、大統領を補佐し大統領の命を受けて行政各部を統轄する。: 憲法第86条) 所属の中央行政機関)は2020年11月5日、「コロナ19(Covid-19) 関連顔撮影熱画像カメラ運営時の個人情報保護心得」を発表した。公共機関及び民間施設で設置・運営されるサーモグラフィカメラのうち、個人の顔が識別できる形での撮影機器等の個人情報が含まれるものについて、顔の映像等の個人情報の保存等を原則的に禁じた。業務上やむを得ず個人情報を保存する際は、その事実を事前に明確に告知・案内し、同意を得た上で最小限のみ可能とした。なお、個人情報保護法では、個人情報の処理目的を明確にし、その目的に必要な範囲で最小限の個人情報のみを適法かつ正当に収集しなければならないとしている(第3条)。

海外立法情報課・中村 穂佳

・ <https://www.pipc.go.kr/np/cop/bbs/selectBoardArticle.do?bbsId=BS074&mCode=C020000000&nttId=6905>

・ [https://www.privacy.go.kr/inf/gdl/selectBoardArticle.do?nttId=11645&bbsId=BBSMSTR\\_000000000049](https://www.privacy.go.kr/inf/gdl/selectBoardArticle.do?nttId=11645&bbsId=BBSMSTR_000000000049)

**【中国】全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法の改正**

全国人民代表大会及び地方各級人民代表大会選挙法（以下「選挙法」）は、全国人民代表大会及び省級・市級・県級・郷鎮級の地方人民代表大会の定員・選挙方法等を定める。県級・郷鎮級では、住民の直接選挙により代表が選出され、2015年改正の選挙法では、県級の基本定員数は120名で、人口5,000名につき1名加算され、郷鎮級の基本定員数は40名で、人口1,500名につき1名加算されていた。近年、郷鎮を合併し、又は都市部の県級行政区の下位組織である「街道」に改組する動きが活発化した結果、街道は独自の人民代表大会を置かないため、末端レベルの代表の数が著しく減少していた。2019年の中国共産党第19期4中全会の報告に、末端レベルの人民代表の人数を適切に増加させると明記されたことを受け、7回目となる選挙法の改正が2020年10月17日に採択・公布された。改正法は全12章60か条から成り、選挙に対する中国共産党の全面的指導を明記したほか、県級人民代表大会の基本定員数を140名、郷鎮級を45名とする（第12条）等の改正がなされた。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/2592e6f7bc0c46f19b5af09136efacab.shtml>**【中国】退役軍人保障法の制定**

中国の兵役法では、軍人は、義務兵（徴兵）・志願兵も含め、退役後は入隊前に属した地方政府に引き渡され、地方政府は退役軍人の生活を支援し、優遇することを規定する。2017年の中国共産党第19回党大会の報告で「退役軍人の管理保障機構を創設し、軍人軍属の合法的な権利利益を守り、軍人を社会全体に尊敬される職業にする」方針が示され、2018年には國務院に退役軍人事務部が設立された。同部の機能を強化・明確化するため、2020年11月11日に全国人民代表大会常務委員会で退役軍人保障法が制定・公布され、2021年1月1日に施行された。

同法は全10章85か条から成る。軍の現役を退いた将校・下士官・義務兵等を退役軍人と規定し（第2条）、軍の伝統、法令、秘密を守ること等を義務付ける（第6条）。国は、戦争に参加した退役軍人の特別優待制度を作り（第5条）、関連業務の情報化、部門間での情報共有を進め、退役軍人事務部はシステムの構築運営、情報の安全管理等を行うこと（第8条）とした。

国は退役金給付、再就職、引退、扶養等の退役後の生活安定措置を採り（第21条～第23条）、戦傷病での障がいにより退役した軍人の生活安定・施設療養制度を作ること（第28条）等を定める。教育・訓練に関しては、軍人が退役前から職業技能訓練や大学等での教育を受けられること（第33条）等を定める。就業・起業に関しては、地方政府に退役軍人の就職支援を義務付け（第39条）、機関等による優先的雇用、入隊前の職場への復帰等を認め（第42条）、各地で公務員の採用枠を一定数設け、中国共産党の末端組織等での雇用に努めること（第43条）等を定める。表彰・激励に関しては、定期的な慰問（第59条）の実施、式典への招待（第60条）等を義務付け、国は愛国主義教育等での退役軍人の役割を重視し（第61条）、地方政府に、退役軍人の功績の宣伝を強化し（第62条）、戦争参加者等を郷土史に掲載する（第63条）ことを義務付ける。このほか、国は地方政府及び行政末端に退役軍人向けのサービス拠点や窓口を設置し（第65条）、地方政府の担当部門は、退役軍人の思想政治教育を強化し、受入組織等を指導しなければならない（第67条）とした。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/af113ab4af60431e923c19c40726d7ad.shtml>

### 【オーストラリア】使い捨てプラスチック製品の禁止（南オーストラリア州）

2020年9月17日、南オーストラリア州（SA）において「2020年使い捨て及びその他のプラスチック製品（廃棄物回避）法」（Single-use and Other Plastic Products (Waste Avoidance) Act 2020(SA), No.2020-27）が成立した。全19か条。SA州政府は、新型コロナウイルス感染症による社会、特にサービス業への影響を考慮し、施行は2021年上半期となると見込んでいる。

同法は、使い捨てプラスチックの制限又は禁止、海洋ごみの削減を含む適切な廃棄物管理及び循環型経済の推進・支援等を目的として制定された（第5条）。禁止対象となるプラスチック製品には、使い捨てストロー、カトラリー（フォーク・スプーン等）、飲料をかき混ぜるマドラー等その他、発泡スチロール製カップ、ボウル、プレートなどが含まれる（第6条）。営利目的か否かを問わず、事業を行う際にこれらの製品をSA内で販売・供給・流通させた場合は、20,000豪ドル（約150万円）以下の罰金が科される（第7条）。なお同法は、オキシ分解性プラスチック製品（生分解性がなく、光や熱を受けると添加剤の作用で短期間のうちに崩壊し、細片化する性質を持つ。）の製造・販売・供給・流通にも禁止規定を設けている（第9条、第10条）。

海外立法情報課・内海 和美

・ [https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/SINGLE-USE%20AND%20OTHER%20PLASTIC%20PRODUCTS%20\(WASTE%20AVOIDANCE\)%20ACT%202020/CURRENT/2020.27.AUTH.PDF](https://www.legislation.sa.gov.au/LZ/C/A/SINGLE-USE%20AND%20OTHER%20PLASTIC%20PRODUCTS%20(WASTE%20AVOIDANCE)%20ACT%202020/CURRENT/2020.27.AUTH.PDF)

**【シンガポール】不動産仲介業者法の改正**

2020年5月19日、全20か条から成る改正不動産仲介業者法（Estate Agents (Amendment) Act 2020: No.24 of 2020）が成立した（同年6月1日公布）。立法目的は、不動産仲介業におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与に対する規制強化並びに不動産仲介業者評議会（Council for Estate Agencies: CEA）の権限強化である。CEAは、2010年に制定された不動産仲介業者法（Estate Agents Act 2010: No.25 of 2010）により、不動産仲介業の専門性を高め、不動産仲介サービス利用者の利益を保護することを目的に設立された、国家開発省が管轄する法定委員会である。

改正法の内容は、次のとおりである。①不動産の売買によるマネーロンダリング及びテロ資金供与を防止するために、新たな章（第4A章：マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止）が追加された。この章の規定は、免許を有する不動産仲介業者（不動産仲介業務に従事する個人又は事業体）及びCEAに登録された営業担当者（不動産仲介業者に雇用され、不動産仲介業務を行う個人）に適用され、不動産仲介業者及び営業担当者は、マネーロンダリング又はテロ資金供与を疑う理由等がある場合、当該取引の記録を保持すること及び疑わしい取引を開示することが義務付けられた。②不動産仲介業者及び営業担当者の法律違反を特定するために、法律違反の証拠となる文書、コンピューターソフトウェア等の情報を提出することを要求する権限が、CEAに付与された。また、検査官が提出した報告書等を基に事案を検討した後、不動産仲介業者又は営業担当者に対し、1件当たり5,000シンガポールドル以下（1シンガポールドルは約77.2円）の罰金を科す権限が、CEAに付与された。ただし、CEAが適切であると判断した場合、CEAは自ら決定を行わず、懲罰委員会（Disciplinary Committee）に事案を付託することができる。③懲罰委員会に事案が付託された場合の法律違反及び不適切な行為を行った不動産仲介業者及び営業担当者に対して科される罰金が、一律75,000シンガポールドル以下から、不動産業者に対しては20万シンガポールドル以下、営業担当者に対しては10万シンガポールドル以下にそれぞれ変更された。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/24-2020/Published/20200601?DocDate=20200601>